



SMTB年金ニュース



(平成24年8月29日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における 財政運営についての特例的扱い等について

本日（平成24年8月29日）、標題に係る通知が発出されました。

【通知】

- ・ AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における財政運営についての特例的扱い等について (*1)

7月27日配信のSMTB年金ニュース(*2)においてご案内の通り、本通知発出に先立ちパブリックコメント手続きが実施されておりました。本通知の内容は、パブリックコメントの内容から大きな変更はありません。

本通知の発出に伴い、パブリックコメントにおける意見及び回答についても公表されています。

(*3)

なお、今回の通知発出は7月27日に実施されたパブリックコメントの内容の一部であり、未対応となっている内容については、9月中を目途に対応されるものと思われま

(*1) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20120829tuuti.pdf>

(*2) http://www.smtb.jp/business/pension/news/pension/pdf/pennews_120727.pdf

(*3) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=2>

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】03-6256-3595

I. 通知の概要

1. AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いについて

概要

AIJ 投資顧問への投資残高の確定時期により、以下のように取扱うこと。

投資残高の確定時期	決算における取扱い
9 月末日（決算提出期限）まで	平成 23 年度決算に計上（※1）
10 月 1 日以降	平成 23 年度決算は全額損失したものと計上し、平成 24 年度以降の確定した年度の決算で収入として計上（※2）

（※1）決算手続き上の理由により、平成 23 年度決算においては全損したものと、平成 24 年度決算において収入として計上することも可。

（※2）平成 23 年度における全損した額は費用勘定の「運用損失」中「信託資産に係る当期運用損失」として計上し、投資残高が確定した年度において、収益勘定の「特別収入」中「雑収入」として計上すること。

⇒平成 24 年 3 月 30 日付の事務連絡により、既に確定している内容です。

2. AIJ 投資顧問への投資による損失額への掛金対応について

概要

平成 23 年度決算における積立不足のうち、AIJ 投資顧問への投資による損失額に係る積立不足の全部または一部の償却期間を、最大 20 年から最大 30 年に延長する。また、段階引上げ償却を用いる場合の段階引上げ期間を最大 5 年から最大 10 年に延長することにより、急激な掛金引上げを抑制する。

⇒パブリックコメントにおける通知案から、下線部の記載が追加されています。

II. 施行期日

- I. 1 … 平成 23 年度決算及び財政検証から適用
- I. 2 … 本通知の発出日（平成 24 年 8 月 29 日）から適用

Ⅲ. 取扱いの詳細等

本通知に関する詳細な取扱いについて、以下のとおり厚生労働省より確認を得ています。

1. AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いについて

項目	内容
①設立事業所の減少に係る一括拠出金の算定	直前の財政決算でAIJ 投資顧問の投資残高（以下、AIJ 残高という）を全損とした場合であっても、一括拠出金額の算定時にAIJ 残高が確定していれば、規約変更を行うことで当該確定残高を織り込んで一括拠出金額を算定することが可能。
②財政計算における取扱い	財政決算においてAIJ 残高が確定せず、当該残高を全損としていた場合であっても、当該事業年度末を基準日とする財政計算においては、AIJ 残高が確定次第、当該確定残高を財政計算に織り込むことが可能。

2. AIJ 投資顧問への投資による損失額への掛金対応について

項目	内容
③特例的扱いを適用する場合の計算基準日	平成 23 年度末を基準日として財政計算を行う必要がある。（※）
④特別掛金設定方法	「AIJ 残高分の特別掛金（最大 30 年償却）」と「その他の特別掛金（最大 20 年償却）」を別々に算定・申請する必要がある。（特別掛金が複数存在することとなる。）
⑤特別掛金償却方法	AIJ 残高分の特別掛金と、その他の特別掛金は異なる償却方法により設定することが可能。
⑥不足金の充当方法	AIJ 残高分の不足金を、まず現行掛金の償却期間延長分に充当し、残りの不足金を 20 年超償却に充当することが可能。
⑦20 年超の掛金設定後の財政計算時の取扱い	当初の 20 年超の掛金設定を据え置くか、原則的な取扱いにより新たに掛金設定する必要があり、予定償却期間を 20 年超の範囲で延長または短縮する取扱いは不可。 また、AIJ 残高が確定する前に特例的扱いを用いて特別掛金を設定し、翌年度以降に AIJ 残高が確定した場合であっても、特例的扱いを用いて再度掛金を計算し直すことは不可。
⑧別途積立金の取扱い	別途積立金が計上されている場合、別途積立金を取り崩さずに AIJ 残高分の不足金を 20 年超で償却するような特別掛金の設定は不可（まず別途積立金を取り崩す必要がある）。この場合、別途積立金を AIJ 残高以外の不足金に充当し、残りを AIJ 残高分の不足金に充当して 20 年超の償却期間とすることは可能。
⑨20 年超の掛金設定と同時に給付減額を実施する場合の取扱い	20 年超償却の特別掛金設定と同時に給付減額を実施する場合、20 年超償却の対象となる不足金額は AIJ 残高とすることが可能。（AIJ 残高から給付減額により減少する数理債務の額を控除しなくてもよい） ただし、AIJ 残高分の不足金を、20 年超償却による特別掛金で手当てする旨を給付減額の際に受給者・加入員に説明する必要がある。

（※）例えば、以下のような場合は特例的扱いを適用することが不可となります。

- 平成 23 年度決算において継続基準に抵触せず、平成 24 年 3 月末を基準日とする財政計算を行わない場合、その後特例的扱いを適用すること。
- 平成 23 年度決算において継続基準に抵触し下方回廊方式を適用した場合に繰越される不足金に AIJ 残高分が含まれていたとしても、その後繰越された当該 AIJ 残高部分の不足金において特例的扱いを適用すること。

以上